

# 横浜市災害応急用井戸修繕補助金交付要綱

制定 令和8年3月25日医第1447号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市災害応急用井戸の指定等に関する要綱（平成8年5月衛公第145号）に定める災害応急用井戸として指定を受けた井戸の設置者に対し、当該井戸の適切な維持管理を目的としたポンプの修繕等に要する経費の一部を補助することとし、この補助について横浜市災害応急用井戸修繕補助金（以下「補助金」という。）を交付するに当たり必要な事項を定める。

2 補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助事業）

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、令和8年4月1日以降に災害応急用井戸を修繕することのうち次の各号に定めるものとする。

- (1) ポンプの修理又は交換
- (2) 立上げの修理
- (3) ふたの修理又は交換
- (4) その他給水に必要なものの修理又は交換

（補助事業者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助事業者」という。）は、災害応急用井戸の設置者として登録している者であって、補助事業を行うものとする。

2 次の各号に該当する者は給付の対象としない。

- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (3) 法人にあっては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (4) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が暴力団員に該当するもの
- (5) その他市長が適当でないとするもの

（交付額の算定）

第4条 補助金の交付額はひとつの井戸につき次の各号により算出した額の和とし、10万円を上限とする。ただし、国内消費税及び地方消費税相当額は補助対

象外とし、補助率を乗じた際に1円未満の端数が生じた場合及び交付額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

(1) ポンプの修理又は交換

ポンプごとに、要した費用の1/2の額とし、75,000円を上限とする。

(2) 立上げの修理

要した費用の1/2の額とし、75,000円を上限とする。

(3) ふたの修理又は交換

要した費用の1/2の額とし、25,000円を上限とする。

(4) その他給水に必要なものの修理又は交換

要した費用の1/2の額とし、25,000円を上限とする。

2 補助金の交付額の総額は、予算の定める額を限度とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、市長に対し、書面又は市の指定する電子申請方式による災害応急用井戸修繕補助金交付申請兼実績報告申請を行わなければならない。

2 前項の申請期間は補助事業を実施する年度の6月1日から12月25日までとする。

3 前2項による申請の回数は、ひとつの井戸につき1回までとし、実施日及び施工業者が異なる補助事業もまとめて申請するものとする。なお、前条第1項に定める上限額に至っていない場合でも追加の申請は認めないものとする。

4 第1項の書面による申請をする者は、災害応急用井戸の修理を行った施工業者の発行した領収書及び内訳書の写し（自ら修理を行った者にあつては、部品調達の領収書などそれに要した費用を証明するもの。）、施工前・施工後の様子が分かる画像並びに本人確認書類の写しを添付した横浜市災害応急用井戸修繕補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

5 第1項の電子申請による申請をする者は、前項に定める内容を電子申請フォームで入力・添付することにより申請を行う。

(先着順による交付決定等)

第6条 市長は、前条に定める申請を受理したときは、受付日（必要に応じて受付時刻）の早い申請から順に補助金規則第8条及び第15条の定めにより速やかに審査し、予算の範囲内で交付の可否及び交付する額を決定し、横浜市災害応急用井戸修繕補助金交付決定通知書兼額確定通知書（第2号様式）により申請者に通知する。

2 前項で定める受付日は、申請書類が市に到達し受理可能な状態となった日とし、申請方法に応じ次の各号によるものとする。

- (1) 電子申請 申請が行われた時刻の属する開庁日。ただし閉庁時刻以降に行われた申請については翌開庁日とする。
  - (2) 郵送申請 担当課が申請書を受理した日
  - (3) 窓口申請 担当課が申請書を受理した日
- 3 市長は、第1項の審査の結果、補助金を交付することが適当でないと認めたときは、申請者に対し横浜市災害応急用井戸修繕補助金不交付決定通知書（第3号様式）により通知する。
  - 4 市長は、予算の上限に達した場合は、その時点以降に受け付けた申請については交付決定を行わない。

（交付請求）

第7条 前条第1項による通知を受けた補助事業者は、交付決定額の支払いを受けようとするときは、横浜市災害応急用井戸修繕補助金交付決定通知書兼額確定通知書及び振込先口座の分かるものの写しを添えて横浜市災害応急用井戸修繕補助金交付請求書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付を受けた者の義務）

- 第8条 補助金の交付決定を受けた者は、補助金規則第26条の定めるところにより、第5条及び第6条に係る書類を交付決定の日から5年が経過する日の属する年度の末日まで保管しなければならない。
- 2 補助金の交付を受けた者は、「災害用井戸協力の家プレート」を近隣の方に分かりやすい場所に掲示し、災害応急用井戸として機能するよう適切な維持管理に努めること。

（財産処分の制限）

第9条 補助金規則第25条第3号により処分の制限をするものは第2条第1号及び第2号により取得し又は効用の増加した財産とし、その処分制限期間を3年とする。補助事業者は当該期間を経過するまでは災害応急用井戸の指定を解除もしくは当該財産を譲渡、交換、貸付け又は担保に供してはならない。ただし、次に掲げる場合はその限りでない。

- (1) 災害応急用井戸の設置者を変更した場合
- (2) 災害等自己の責に帰さない事由により利用することが困難になった場合
- (3) その他、市長が認めた場合

（調査等）

第10条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し報告を求め、又は実地調査を行うことができる。

（交付決定の取消し、返還）

第11条 市長は次のいずれかの事情が生じたときは、交付の決定又は額の確定を受けた者に対しその決定又は確定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは補助事業者に対して期限を定めてその返還を命じることができる。

- (1) 補助金規則第19条の規定に該当するとき。
- (2) 本要綱又は交付決定通知書の内容に違反したとき。
- (3) 第3条第2項各号のいずれかに該当するとき。
- (4) その他市長が必要と認めたとき。

(取下げ等)

第12条 第5条の定めにより補助金の交付申請をした者が、その申請を取り下げ、又は申請の内容を変更する場合は、市長が指定する書類を添えた横浜市災害応急用井戸修繕補助金交付申請内容変更等承認申請書(第5号様式)により市長の承認を受けなければならない。

2 市長は前項の定めによる申請を受けたときは、承認の可否及び承認する内容を横浜市災害応急用井戸修繕補助金変更等承認通知書(第6号様式)により申請者に通知する。

(様式の取扱い)

第13条 本要綱に定める様式については、各様式において必要とされる事項の記載が満たされる限り、軽微な範囲で変更を加えることができるものとする。

(添付書類の省略等)

第14条 補助金規則第5条第3項の規定に基づき申請者が申請時に省略することができる書類は、補助金規則第5条第2項第1号から第4号の書類とする。

(警察への照会)

第15条 市長は、申請者が第3条第2項第1号から第4号までに該当するか否かを、必要に応じて神奈川県警察本部長に対して確認することができる。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は医療局長が定める。

附 則 (令和8年3月25日医生第1447号)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。



第 号  
年 月 日

様

横浜市長

## 横浜市災害応急用井戸修繕補助金交付決定通知書兼額確定通知書

貴方から申請及び報告のありました横浜市災害応急用井戸修繕補助金について、次の条件を付けて補助金の交付決定及び交付額の確定をいたしましたので通知します。

1 交付決定兼交付額確定額

円

2 交付時期

横浜市災害応急用井戸修繕補助金請求書の提出を受けた日から30日以内

3 補助金交付の条件

- (1) 請求書は速やかに提出してください。
- (2) この補助金で修繕したポンプ及び立上げの処分制限期間は3年です。この期間が経過するまで、修繕したものの譲渡や交換等を行わないでください。また、この期間が経過するまでに災害応急用井戸の指定を解除する場合は、補助金の返還が必要になることがありますので、事前に下記担当へ御相談ください。
- (3) この補助金の申請に使用した資料は交付決定の日から5年が経過する日の属する年度の末日まで保管してください。
- (4) 「災害用井戸 協力の家」プレートを近隣の方が分かりやすい場所に掲示し、災害応急用井戸として機能するよう適切な維持管理に努めてください。
- (5) 不正な手続で補助金の交付を受けたことが明らかになったときは全部又は一部の返還を命じることがあります。
- (6) 必要に応じて調査を行います。
- (7) 横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号）及び横浜市災害応急用井戸修繕補助金交付要綱を遵守してください。
- (8) 本通知に記載されている交付条件に不服がある場合は、補助金規則第9条に基づき申請を取り下げることができます。その際は14日以内に本市に対し文書でご連絡ください。

担当

横浜市医療局生活衛生課環境指導係

電話 045-671-2457 / ファクシミリ 045-641-6074

Eメールアドレス ir-seikatsueisei@city.yokohama.lg.jp

第 号  
年 月 日

様

横浜市長

### 横浜市災害応急用井戸修繕補助金不交付決定通知書

貴方から申請及び報告のありました横浜市災害応急用井戸修繕補助金について、次の理由により補助金の不交付決定をいたしましたので通知します。

#### 1 不交付の理由

担当

横浜市医療局生活衛生課環境指導係

電話 045-671-2457 / ファクシミリ 045-641-6074

Eメールアドレス ir-seikatsueisei@city.yokohama.lg.jp

横浜市長

住所

氏名

※受領委任等を行う場合は押印を省略できません。

電話番号

横浜市災害応急用井戸修繕補助金交付請求書

私は、 年 月 日 第 号で交付決定兼額確定の通知を受けた横浜市災害応急用井戸修繕補助金について、次のとおり交付を請求します。

1 請求金額

円

(横浜市災害応急用井戸修繕補助金交付決定通知書兼額確定通知書に記載の額)

2 振込先口座情報

金融機関名	<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信用金庫 <input type="checkbox"/> ( )		<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 出張所
預金種類	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
支店コード	口座番号		口座名義(カナ)

3 添付資料（添付していることを御確認のうえチェックを入れてください。）

上記の口座情報が分かるものの写し

例：通帳の表紙の裏面（口座名義がカタカナで記載されているページ）

キャッシュカード（口座名義がカタカナで確認できる面）

銀行アプリのスクリーンショット（口座名義がカタカナで確認できるもの）

横浜市災害応急用井戸修繕補助金交付決定通知書兼額確定通知書の写し

4 受領委任状 ※口座名義人が請求者と一致しない場合のみご記入ください。

次の者に補助金の受領を委任します。

住所

氏名

㊟

電話番号

横浜市長

住所

---

氏名

---

電話番号

---

横浜市災害応急用井戸修繕補助金  
交付申請内容変更等承認申請書

私は、横浜市災害応急用井戸修繕補助金要綱第12条第1項の規定により、次のとおり  
変更・取下げをしたいので申請します。

1 申請趣旨

変更 ・ 取下げ

2 申請理由

3 添付資料

- (1) 変更内容が分かる資料の写し
- (2) その他市長が必要と認める資料

第 号  
年 月 日

様

横浜市長

横浜市災害応急用井戸修繕補助金  
交付申請内容変更等承認通知書

貴方から申請のありました横浜市災害応急用井戸修繕補助金交付申請内容変更等承認申請書について、次のとおり承認しましたので通知します。

1 承認内容

2 承認理由

担当

横浜市医療局生活衛生課環境指導係

電話 045-671-2457 / ファクシミリ 045-641-6074

Eメールアドレス ir-seikatsueisei@city.yokohama.lg.jp